

消費者物価指数平成22年基準改定の概要

1 はじめに

消費者物価指数は、全国の世帯が購入する財及びサービスの価格変動を総合的に測定し、物価の変動を時系列的に測定することを目的として、終戦後間もない昭和21年8月に作成を開始して以来、毎月作成・公表している。

物価の動向は、我が国の経済活動と密接な関係があることから、消費者物価指数は経済政策を推進する上で極めて重要な指標となっている。また、国民年金や厚生年金などの物価スライド、重要な経済指標を実質化するためのデフレーター及び物価連動国債の想定元金額(元金が物価の動向に連動して増減した後の金額)の算定に利用されており、さらには賃金・家賃・公共料金改定の際の参考に使われるなど、官民を問わず幅広く利用されている。

2 改定の趣旨

消費者物価指数は、基準時の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が基準時に比べてどれだけ変化したかによって物価の変動を表すものである。しかし、消費構造は、新たな財及びサービスの出現や嗜好の変化などによって変化するため、消費構造を長い期間固定すると次第に実態と合わなくなる。そのため、基準時などを一定の周期で新しくする「基準改定」を行い、指数品目とそのウエイトを定期的に見直している。消費者物価指数の基準改定は昭和30年(1955年)基準への改定以降、5年に1回、西暦年の末尾が0又は5の年に合わせて行っている。

平成22年4月に、統計法(平成19年法律第53号)第28条第1項の規定に基づき、統計法第2条第9項に規定する統計基準として、「指数の基準時に関する統計基準(平成22年3月31日付 総務省告示第112号)」が新たに設定された⁴。消費者物価指数の平成22年基準改定は、この指数の基準時に関する統計基準に示された原則を踏まえつつ、平成17年基準改定以降に起きた経済情勢の変化を反映させるために行った。

3 主な改定内容

(1) 指数基準時の改定

指数の基準時及びウエイトの参照年次を、それぞれ平成17年から平成22年に改めた。

消費者物価指数は時間の経過による物価の動きを見るものであるため、基準時及びウエイトの改定により過去にさかのぼって比較が可能となるように、平成21年12月以前の過去の指数を平成22年基準に合わせて換算し、接続した(新・旧指数の接続)。

新・旧指数の接続は、地域及び総合、類、品目ごとに行った(接続した指数による上位類指数の再計算は行わない。)。計算は、各基準の指数を次の基準時に当たる年の年平均指数で除した結果を100倍することにより行った。

⁴ 「指数の基準時に関する統計基準」は、統計法に基づく統計基準として設定したものである。その内容は、昭和56年3月の統計審議会答申「指数の基準時及びウエイト時の更新について」を基礎として、当該答申の運用実態などを踏まえ見直しており、「指数の基準時は、5年ごとに更新することとし、西暦年数の末尾が0又は5である年とする。」と記載されている。

(例)平成17年基準を平成22年基準に接続する場合

平成22年基準のy年m月接続指数

= (平成17年基準のy年m月指数 ÷ 平成17年基準の平成22年平均指数) × 100

変化率については、接続した指数により再計算することなく、各基準において公表した値をそのまま用いている。また、基準時(平成22年)の1～12月の前年同月比などについても、旧基準(平成17年)の指数によって計算したものを用いている。

なお、平成17年を基準時とする他の経済指標との関連など、利用上の便を図るため、平成17年基準指数は平成23年12月まで作成・公表し、その後、平成27年基準指数の公表前までは、平成17年基準指数の平成22年平均指数に、以後の各月の平成22年基準指数を乗じた値を100で除して算出した平成17年基準換算指数を作成・公表する。

(2) 品目の改定

指数品目について、家計消費支出における重要度が高くなった品目を追加し、重要度が低くなった品目を廃止した。

この結果、平成22年基準指数に用いる品目数は、588品目(沖縄県のみで調査する5品目を含む。)となった。

追加：28品目、 廃止：22品目(沖縄県のみで調査していた3品目を含む。)、
統合：15 4品目、 名称変更：42品目、 調査期間変更：14品目

平成22年基準において改定した品目は別表のとおりである。

なお、基準改定の後、次の基準改定までに急速に普及又は衰退する財及びサービスがある場合には、指数の精度をより高めるため、次の基準改定を待たずに新たな品目の追加などがどうか検討する(中間年における見直し)。

<追加品目の選定基準>

新たな財・サービスの出現や普及、嗜好の変化などによる消費構造の変化に伴い、
家計消費支出上重要度が高くなった品目
中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資する品目
円滑な価格取集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目
以上の～の基準をすべて満たす品目を追加品目とする。

<廃止品目の選定基準>

消費構造の変化などに伴い、家計消費支出上重要度が低くなった品目
その品目がなくても、中分類指数の精度や代表性が確保できる品目
円滑な価格取集が困難となった又は価格変化を的確に把握できなくなった品目
以上の～の基準に一つでも該当すれば廃止品目とする。ただし、その場合であっても、中分類の精度を損なうと考えられれば、廃止品目としない。

(3) ウエイトの改定

平成22年基準の消費者物価指数の計算に用いるウエイトは、原則として家計調査(二人以上の世帯)の平成22年平均1か月間の1世帯当たりの品目別消費支出金額を基に作成した。ただし、生鮮食品(生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物)は、品目ごとに月々の購入数量の変化が大きいため、平成22年の品目別消費支出金額のほか、平成21年及び22年の月別購入数量を用いて、月別に品目別ウエイト(生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物の類ウエイトについては毎月一定)を作成した。

家計調査の「こづかい」、「つきあい費」などについては、平成21年全消における「個人消費支出」の結果を用いて他の品目に配分した。また、持家の帰属家賃のウエイトは、平成21年全消の「持家の帰属家賃」を用いて作成した。

(4) モデル式を用いる品目の指数計算方法の見直し

航空運賃や電気代、携帯電話通信料などの一部の品目は、料金体系が多様で価格も購入条件によって異なる。これらの品目については、価格変動を的確に指数に反映させるため、品目ごとに典型的な利用事例をモデルケースとするなどにより設定した計算式(モデル式)を用いて月々の指数を算出している。指数の算出には小売物価統計調査による調査価格のほか、モデルケースごとの価格を合成する際の比率などについては他の統計などを用いる。

このモデル式により指数を作成している品目(以下「モデル品目」という。)のうち、料金制度や価格体系が一層多様化している一部の品目について、実態をより正確に指数に反映できるように計算方法を見直した。

(5) 民営家賃指数の計算方法の見直し

民営家賃指数は、調査市町村ごとに算出しており、その際、当該調査市町村の調査世帯を「木造小住宅」、「木造中住宅」、「非木造小住宅」、「非木造中住宅」の4区分に分け、区分ごとの3.3㎡当たりの家賃を用いて算出している。平成17年基準では、これら4区分をそれぞれ1品目として公表していた。

平成22年基準では次の2点を変更した。

ア 転出時の保合(もちあい)処理の導入

平成17年基準の計算式においては、世帯が転出して空き家になった場合に、標本数が少なくなることに伴い調査市町村内の平均家賃が変動し、指数に大きな影響が出るがあった。

この影響を除外するため、世帯が転出して空き家になった場合には、次の入居があるまでの間、従前の価格のままサービスが継続しているとみなす「保合(もちあい)処理(当月家賃が調査できなくなった世帯について、前月の家賃を当月のものとして継続する処理)の手法」を新たに導入した。

イ 4区分の構成比の変化への対応

基準時以降の賃貸物件の増減や、世帯の転出入などの変化により、民営家賃の4区分（木造小住宅、木造中住宅、非木造小住宅、非木造中住宅）の構成比が基準時から変動することがあり、指数の算出に用いる構成比を基準時に固定すると家賃額の変動が実態よりも指数に大きく影響することがある。

このような影響を軽減できるように、モデル品目として、ウエイトを基準時に固定する品目としては「民営家賃」の1品目とし、民営家賃の4区分の構成比については実情に応じて見直しを行うことができるようにした。

なお、計算過程としてはこれまでと同様に従来の民営家賃の4区分ごとの指数を計算後、それを合わせて民営家賃指数を作成する。

「持家の帰属家賃」についても、民営家賃と同様にウエイトを基準時に固定する品目としては「持家の帰属家賃」の1品目とした。

(6) 品質調整

消費者物価指数は、同質の財及びサービスの価格動向から作成するべきものであるため、小売物価統計調査では、調査品目ごとに調査する商品の機能、規格、容量などの特性（以下「銘柄」という。）を詳細に規定している。また、代表性の観点から、調査する商品は消費支出割合の高い銘柄を規定することを前提としている。

しかし、製造中止や商品の出回り状況の変化などにより、銘柄の改正が必要となる場合がある。その際、銘柄の改正前後において、品質変化などの物価変動以外の要因を除去（品質調整）する必要がある。

この品質調整については、オーバーラップ法、容量比による換算、単回帰式を用いた換算、オプションコスト法、インピュート法、ヘドニック法、直接比較などの様々な手法があるが、状況に応じて採用する手法を精査し、各々の品目に最も適した手法を選択する（「第2 比較時価格の算出時における品質調整」参照）。

(7) 公表系列及び分類項目の改定

ア 基本分類指数

都市階級別の指数は、「小都市B」（人口5万未満の市）と「町村」を統合し、一つの区分とした。また、「6大都市」及び「全都市」を廃止した。

イ 財・サービス分類指数

財区分のうち、工業製品の区分における「大企業性製品」及び「中小企業性製品」については、企業の製品開発の多様化によって明確に区別することが困難となった製品もあることから廃止した。

また、財・サービス分類別掲項目に、民営家賃（木造）、民営家賃（非木造）、持家の帰属家賃（木造）及び持家の帰属家賃（非木造）を追加した。

ウ 世帯属性別指数

世帯主60歳以上の世帯が増加していることから、新たに「世帯主60歳以上の無職世帯」の支出構成に基づく指数を追加した。また、標準世帯（夫婦と子供2人の4

人で構成される世帯のうち、有業者が世帯主 1 人だけの勤労者世帯)の総世帯に占める割合が小さくなってきたことから「標準世帯」の支出構成に基づく指数を廃止した。

エ 参考指数

ラスパイレス連鎖基準方式及び中間年バスケット方式の指数は全国のみ作成し、東京都区部の指数については安定的な結果を得られないことから廃止した。

(別表)

平成22年基準において改定した指数品目

追加品目(28品目)・廃止品目(22品目,沖縄県のみで調査していた3品目を含む。)

10大費目	追加品目	廃止品目
食料	いくら	ブレンド米
	しょうが	丸干しいわし
	ドレッシング	福神漬
	パスタソース	せんべい(小麦粉) ^(c)
	やきとり	はまだい ^(d)
	焼き魚	たかさご ^(d)
	きんぴら	みそ汁 ^(d)
	フライドチキン	
家具・家事用品	フライパン	やかん
	マット	レンジ台
被服及び履物	背広服(夏物,普通品) ^(a)	女兒スカート(冬物) ^(e)
	背広服(冬物,普通品) ^(a)	運動靴(子供用) ^(f)
	婦人スーツ(春夏物,普通品) ^(a)	草履
	婦人スーツ(秋冬物,普通品) ^(a)	
	スリッパ	
保健医療	紙おむつ(大人用) ^(b)	
	予防接種料	
交通・通信	高速バス代	普通運賃(JR,新幹線) ^(g)
	E T C車載器	速達
	洗車代	書留
		小包
教養娯楽	電子辞書	ステレオセット
	ゲームソフト	テレビ修理代
	ペット美容院代	アルバム
	園芸用肥料	サッカーボール
	メモリーカード	フィルム
	演劇観覧料	
	音楽ダウンロード料	
諸雑費	洗顔料	腕時計修理代

- (a) 平成17年基準では中級品のみで調査していたが,平成22年基準では,それぞれ普通品を追加した。
- (b) 平成17年基準では乳幼児用のみ調査していたが,平成22年基準では,大人用を追加した。
- (c) 平成17年基準では「せんべい(うるち米粉)」と2品目を調査していたが,平成22年基準では,うるち米粉の「せんべい」1品目のみに変更した。
- (d) 沖縄県のみで調査する品目
- (e) 平成17年基準では「女兒スカート(夏物)」と2品目を調査していたが,平成22年基準では,「女兒スカート」1品目のみに変更した。
- (f) 平成17年基準では「運動靴(大人用)」と2品目を調査していたが,平成22年基準では,「運動靴」1品目のみに変更した。
- (g) 平成17年基準では「普通運賃(JR,在来線)」と2品目を調査していたが,平成22年基準では,在来線の「普通運賃(JR)」1品目のみに変更した。

統合品目（15品目 4品目）

10大費目	旧（変更前）	新（変更後）
住 居	民営家賃（木造小住宅）	民営家賃
	民営家賃（木造中住宅）	
	民営家賃（非木造小住宅）	
	民営家賃（非木造中住宅）	
	持家の帰属家賃（木造小住宅）	持家の帰属家賃
	持家の帰属家賃（木造中住宅）	
	持家の帰属家賃（非木造小住宅）	
	持家の帰属家賃（非木造中住宅）	
保 健 医 療	出産入院料（国立）	出産入院料
	出産入院料（公立）	
教 養 娛 楽	少年誌	月刊誌
	趣味教養誌	
	生活情報誌	
	パソコン誌	
	女性誌	

名称変更品目（42品目）

10大費目	旧（変更前）	新（変更後）
食 料	かんしょ	さつまいも
	ばれいしょ	じゃがいも
	乾燥スープ	即席スープ
	せんべい（うるち米粉）	せんべい
	キャンデー	あめ
	弁当（すし）	すし（弁当）
	弁当（すし以外）	弁当
	カツレツ	豚カツ
	ぶどう酒	ワイン
	ぶどう酒（輸入品）	ワイン（輸入品）
	うどん（外食）	うどん
	すし（回転ずし）	すしA
	すし（回転ずし以外）	すしB
	えびフライ	フライ
	コーヒー（外食）	コーヒー
住 居	浴槽	システムバス
家具・家事用品	蛍光ランプ	電球・蛍光ランプ
	芳香剤	芳香消臭剤
	粗大ごみ処理手数料	リサイクル料金
被服及び履物	背広服（夏物）	背広服（夏物，中級品）
	背広服（冬物）	背広服（冬物，中級品）
	男子学校制服	男子学生服
	婦人スーツ（春夏物）	婦人スーツ（春夏物，中級品）
	婦人スーツ（秋冬物）	婦人スーツ（秋冬物，中級品）
	女子学校制服	女子学生服
	女児スカート（夏物）	女児スカート
	男子ブリーフ	男子パンツ

	スリッパ 運動靴(大人用)	ランジェリー 運動靴
保 健 医 療	紙おむつ	紙おむつ(乳幼児用)
交 通 ・ 通 信	普通運賃(JR, 在来線)	普通運賃(JR)
	バス代	一般路線バス代
	移動電話通信料	携帯電話通信料
	移動電話機	携帯電話機
教 養 娛 楽	テレビ(薄型)	テレビ
	携帯オーディオ機器	携帯型オーディオプレーヤー
	DVDレコーダー	ビデオレコーダー
	パソコン用プリンタ	プリンタ
	録画用DVD	記録型ディスク
諸 雑 費	DVDソフト	ビデオソフト
	温泉・銭湯入浴料	入浴料
	ヘアリンス	ヘアコンディショナー

調査期間変更品目(14品目)

平成17年基準	平成22年基準	旧(変更前)	新(変更後)
背広服(夏物)	背広服 (夏物, 中級品)	4~9月	3~8月
背広服(冬物)	背広服 (冬物, 中級品)	1~3月, 9~12月	1~2月, 9~12月
男子上着		1~3月, 9~12月	1~2月, 10~12月
男子ズボン(夏物)		4~9月	3~8月
男子ズボン(冬物)		1~4月, 9~12月	1~2月, 9~12月
男子コート		1~2月, 11~12月	1月, 11~12月
婦人上着		1~4月, 9~12月	1~3月, 9~12月
婦人コート		1~2月, 11~12月	1月, 11~12月
女兒スカート(夏物)	女兒スカート	3~9月	通年
ブラウス(長袖)		1~5月, 9~12月	1~3月, 9~12月
ブラウス(半袖)		5~9月	4~8月
学習机		1~3月	1~2月, 12月
筆入れ		通年	1~2月, 12月
通学用かばん		1~3月	1~2月, 12月